

欧州 REACH 規則への適合について

(1) 登録について

RIP3.8TGD(Technical Guidance Document: 2008/5/26 公開)の内容に基づき、弊社製電子部品は、「意図的放出のない成形品」であり、欧州 REACH 規則の第 7 条 1 項「登録」の対象外です。

[参考文献: 電解蓄電器研究会\(2008/3/13 公表「電解コンデンサに関する欧州 REACH 規則についての考察」\)](#)

(2) 構成化学物質と情報伝達について

弊社では、弊社製電子部品の構成化学物質を把握しています。欧州 REACH 規則による情報伝達については、JAMP データフォーマットによる情報提供を準備しています。

JAMP: アーティクルマネジメント推進協議会

(3) SVHC(高懸念物質)への対応について

SVHC(高懸念物質)候補リストが欧州化学品庁(ECHA)より逐次公表されます。

弊社では、SVHC 候補リストにい収載された物質を含有している場合の情報伝達体制を整えています。